

令和2年度の 税制改正

についてお知らせします

■問合せ 税務財政課税務グループ (☎ 74-3003)



個人住民税 ～

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しなど（令和3年度分個人住民税から）

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、所得税と同様に個人住民税についても以下のように変更となります。

●ひとり親に対する「ひとり親控除」の適用

寡婦（夫）控除を見直し、婚姻歴の有無や男性・女性にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額などが48万円以下）を有するひとり親について、新たに設ける「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

- ・本人が女性である場合について、男性の場合と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設ける。
- ・本人が男性の場合の控除額（現行：26万円）について、女性の場合の控除額（30万円）と同額にする。

●ひとり親控除以外の寡婦控除の見直し

ひとり親に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」（控除額26万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設ける。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるものは対象外です。

●改正前後の住民税における所得控除の額

■改正前

■改正後

(万円)

		配偶関係		死別		離別	
		本人所得		～500	500～	～500	500～
本人が女性	扶養親族 有	子	30	26	30	26	
		子以外	26	26	26	26	
	無	26	—	—	—		
本人が男性	扶養親族 有	子	26	—	26	—	
		子以外	—	—	—	—	
	無	—	—	—	—		



(万円)

		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
		本人所得		～500	500～	～500	500～	～500
本人が女性	扶養親族 有	子	30	—	30	—	30	寡婦控除 ひとり親控除
		子以外	26	—	26	—	—	
	無	26	—	—	—	—	—	
本人が男性	扶養親族 有	子	30	—	30	—	30	
		子以外	—	—	—	—	—	
	無	—	—	—	—	—	—	

固定資産税 ～ 所有者不明土地・建物に対する対策 (令和3年度分固定資産税から)

・一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その人に固定資産税を課することができるようになります。

・町内の土地または家屋について、登記簿などに所有者として登記などがされている個人が死亡している場合、該当土地又は家屋を現に所有している者に該当現所有者の住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができますようになります。

町たばこ税

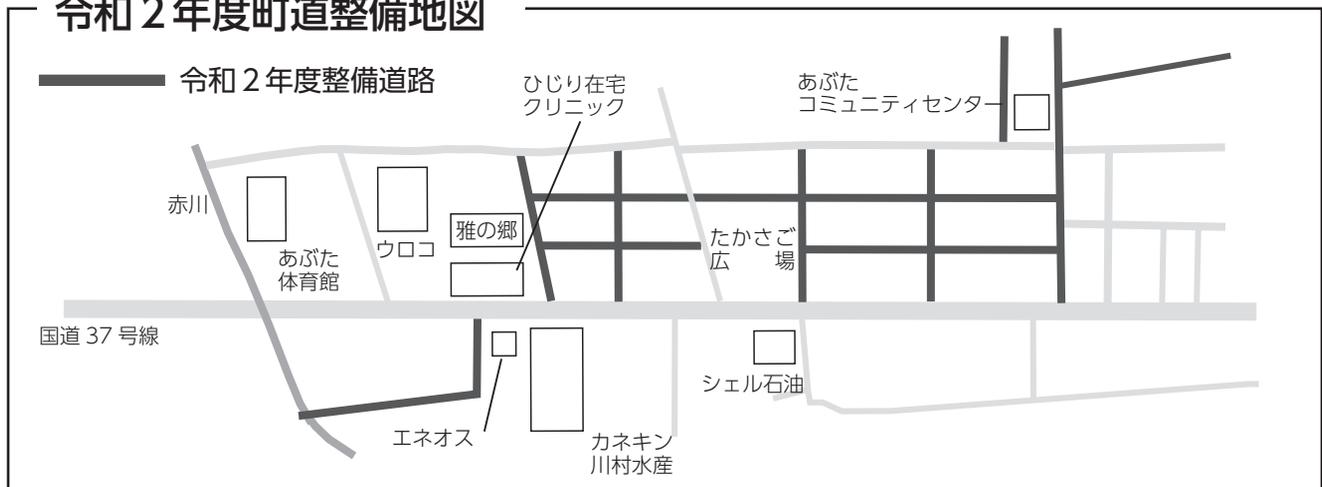
軽量の葉巻たばこ（1本あたりの重量が1g未満の葉巻たばこ）の課税標準について葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に変更となります。（令和2年10月より）

なお、激変緩和を図るため、令和2年10月～令和3年9月までの1年間については「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻きたばこ」とみなして課税する経過措置を講じ、最低税率を段階的に引き上げます。

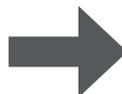
虻田地区の町道を整備しています

町では、虻田地区の老朽化している町道の整備を進めています。平成30年度に虻田1区から工事を始め、2区・3区と順次整備を行い、3年目となる今年度は、虻田8区まで進んでいるところです。令和3年度以降も引き続き整備を進めていく計画ですので、工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年度町道整備地図



【整備前】



【整備後】

